

## 第21条 集会・結社・表現の自由、通信の秘密

### 〔平28－問題〕

次の文章を読んで、後記の〔設問〕に答えなさい。

A市は、10年前に、少子化による人口減少に歯止めをかけるためA市少子化対策条例（以下「本件条例」という。）を制定し、それ以降、様々な施策を講じてきた。その一つに、結婚を希望する独身男女に出会いの場を提供したり、結婚相談に応じたりする事業（以下これらを「結婚支援事業」という。）を行うNPO法人等に対する助成があった。しかし、A市では、近年、他市町村に比べ少子化が急速に進行したため、本件条例の在り方が見直されることになった。その結果、本件条例は、未婚化・晩婚化の克服と、安心して家庭や子どもを持つことができる社会の実現を目指す内容に改正され、結婚支援事業を行うNPO法人等に対する助成についても、これまで十分な効果を上げてこなかったことを踏まえ、成婚数を上げることを重視する方向で改められた。これに伴い、助成の実施について定めるA市結婚支援事業推進補助金交付要綱も改正され、助成に際し、「申請者は、法律婚が、経済的安定をもたらし、子どもを生みやすく、育てやすい環境の形成に資することに鑑み、自らの活動を通じ、法律婚を積極的に推進し、成婚数を上げるよう力を尽くします。」という書面（以下「本件誓約書」という。）を提出することが新たに義務付けられた。

結婚支援事業を行っているNPO法人Xは、本件条例の制定当初から助成を受けており、助成は活動資金の大部分を占めていた。しかし、Xは、結婚に関する価値観は個人の自由な選択に委ねるべきであるから、結婚の形にはこだわらない活動方針を採用しており、法律婚だけでなく、事実婚を望む者に対しても、広く男女の出会いの場を提供し、相談に応じる事業を行っていた。このため、Xは、改正後の本件条例に基づく助成の申請に際し、本件誓約書を提出できず、申請を断念したので、A市からの助成は受けられなくなった。

そこで、Xは、A市が助成の要件として本件誓約書を提出させることは、自らの方針に沿わない見解を表明させるものであり、また、助成が受けられなくなる結果を招き、Xの活動を著しく困難にさせるため、いずれも憲法上問題があるとして、訴訟を提起しようとしている。

### 〔設問〕

Xの立場からの憲法上の主張とこれに対して想定される反論との対立点を明確にしつつ、あなた自身の見解を述べなさい。なお、条例と要綱の関係及び訴訟形態の問題については論じなくてよい。

〔平28一出題趣旨〕

本問は、消極的表現の自由（憲法第21条第1項）及び結社の活動の自由（同）に対する制約の合憲性に関する出題である。ただし、ここでは、私的団体の活動に対する政府による助成の条件付けが論点となっており、これを踏まえた検討が求められる。現代国家において、国や地方自治体は様々な給付活動を行うが、その際、一定の条件を付すことがあり、その条件付けが、私人の憲法上の権利への制約となる場合があることに注意する必要がある。

Xとしては、まず、①結婚に関する価値観は個人の自由な選択に委ねるべきであるとして、結婚という形にはこだわらない活動方針を採用しているところ、本件誓約書により法律婚の推進を積極的に支持するよう求められることについては、その法人・団体の基本方針に沿わない見解を表明させるものであって、Xの消極的表現の自由を侵害する、との意見主張が考えられる。他の議論も考えられないではないが、そうした主張が最も直裁であり、的を得たものとなろう。次に、②本件誓約書を提出することができず、その結果助成が受けられなかったことについては、Xの活動の自由を著しく困難にさせ、結社としての活動の自由を侵害する、との違憲主張が考えられる。

これに対し、解答者としては、A市の側から想定される反論を、助成の性質を踏まえつつ明確にした上で、基本的な判例・学説の知識を前提にしながら、説得力のある形で自身の見解を述べることが求められる。

## <講師作成答案例>

### 第1 Xの立場からの憲法上の主張

- 1 Xは、本件誓約書の提出を義務付けることは自らの方針に沿わない見解を表明させるものであり、表現の自由（憲法21条1項）を侵害し違憲であると主張する。

まず、前提としてXは法人であるところ、法人も社会的実在として活動しており、権利の性質上可能な限り人権が保障される。

本件では、自らの方針に沿わない見解を表明させられない自由、すなわち消極的表現の自由が問題となるところ、権利の性質上、消極的表現の自由は法人にも保障される。

そして、Xは法律婚だけでなく事実婚も含めて結婚支援事業を行う方針であるのに、本件誓約書は事実婚ではなく法律婚を推進するとの内容であるから、自らの方針に沿わない見解を表明させられることになり、消極的表現の自由に対する制約となる。

表現の自由は、精神的自由権であり経済的自由権と異なり、規制がされると民主政の過程による是正が困難であるから、厳格な基準によって合憲性が審査されるべきである。そして、本件は法律婚の推進という特定の価値観を強制するものであるから、目的が止むにやまれぬ政府利益であり、手段は目的達成のため必要最小限度でなければならないと解すべきである。

これを本件にみると、目的は法律婚を推進することにあるが、結婚の形態については個人の自由な選択に委ねられるべきであり、事実婚でも子どもを生育することは可能であるから、法律婚の推進が止むにやまれぬ政府利益であるとはいえない。手段についても、誓約書の提出を強制しなくても、活動計画書ないし活動報告書の提出、成婚件数などの実績評価により、助成金申請者の適格性は判断可能であるから手段も必要最小限とはいえない。

したがって、本件誓約書の提出義務付けは憲法21条1項に反し違憲である。

- 2 Xは、助成を受けられない結果、法人としての活動が著しく困難となり、結社の自由（憲法21条1項）が侵害され違憲であると主張する。

本件では、助成金を受けられないと、Xは法人活動が継続できないのであるから、結社の自由に対する制約である。結社の自由も団体を形成して精神活動を行う自由として表現の自由と同等の保障を受ける。したがって、前述と同様の厳格な基準により審査されるべきであり、本件意見書の提出義務付けは違憲である。

### 第2 想定される反論

- 1 A市としては、本件誓約書の提出義務付けは、結婚支援事業の助成金交付の要件にすぎず、Xに法律婚の推進を強制するものではないから、消極的表現の自由に対する制約は間接的であると反論する。したがって、目的が正当であり、手段が合理的関連性を有していれば合憲とする緩和された基準を用いるべきである。

これを本件にみるに、目的は少子化対策として助成金の交付対象となる結婚支援事業者の適格性を判断することであり正当である。また、法律婚は経済的に安定しており、子どもを生育しやすい婚姻形態であることから、目的達成の手段として法律婚を推進することも合理的関連性が認められる。

したがって、本件誓約書の提出義務付けは消極的表現の自由を侵害せず合憲である。

- 2 次に、A市としては、助成が受けられなくなった結果、Xの団体としての活動が困難となったとしてもそれは間接的な制約にとどまると反論する。また、助成金の交付は市の予算により支出されるものであり、助成金交付の要件の設定については、A市の裁量権が認められ、裁量権を逸脱濫用した場合にのみ違憲となる。

これを本件にみると、XはNPO法人であるとはいえ、A市の助成金以外にも地元企業から協賛金を募ったり、婚活イベントの参加費を有料にするなどの活動経費を確保することが可能である、本件条例当初から助成を受けてきたXが助成を受けられなくなったとしても、裁量権の逸脱濫用があったとはいえない。

したがって、本件誓約書の提出義務付けは結社の自由を侵害せず合憲である。

### 第3 私の見解

#### 1 本件誓約書の提出義務付けがXの消極的表現の自由を侵害するか。

確かに、本件誓約書の内容は、法律婚の推進という特定の価値観を強制するものである。しかし、本件誓約書の提出は助成金交付の要件にすぎず、事実婚を含めた結婚支援を行う方針の事業者の活動の制限に向けられたものではないから、目的が正当であり、かつ、より制限的でない他の選びうる手段がない場合に合憲とすべきである（LRAの基準）。

これを本件にみるに、目的は少子化対策として成婚数を上げることにあり正当である。しかし、手段としては、法律婚の推進を表明させなくても、事業者に活動計画書ないし活動報告書を提出させ、成婚件数などの活動実績を評価することにより、助成金交付対象者の選定は可能である。また、少子化対策は、婚姻形態を法律婚に限定するのではなく、保育所の拡充、子育て費用の軽減などによっても達成することが可能である。したがって、より制限的でない他の選びうる手段が存在する。

よって、本件誓約書の提出義務付けは、Xの消極的表現の自由を侵害し違憲である。

#### 2 Xが、助成を受けられない結果、法人としての活動が著しく困難となることは、結社の自由を侵害するか。

この点、結社の自由は本質的には自由権であり国の不作為を要求するものであるが、本件は助成金を申請するという請求権的側面に対する制約が問題となっている。しかし、Xは本件条例制定当初から助成を受けている団体であり、助成は活動資金の大部分を占めていたのであるから、そのようなXが自己の方針に反する誓約書の提出ができず助成を受けられない結果となることは、結社の自由に対する直接的な制約と捉えるべきである。したがって、消極的表現の自由の場合と同様、LRAの基準により審査する。

まず、目的については、少子化対策の効果を上げるため、助成金交付対象者の適格性を絞ることにあり正当である。

しかし、手段については、助成金がA市の予算により支出されるものであるとしても、これまで助成金に依拠して活動してきた事業者には配慮すべきであり、直ちに助成を打ち切るのではなく、数年単位で段階的に助成金額を減らしていくなど激変緩和措置を採ることができる。

したがって、本件誓約書を提出できずXが助成金を受けられなくなったことは、Xの結社の自由を侵害し違憲である。

以上